

○筑波大学認定再生医療等委員会の組織及び運営に関する規程

〔平成27年7月23日〕
〔法人規程第56号〕

改正 平成27年法人規則第57号

筑波大学認定再生医療等委員会の組織及び運営に関する規程

(設置)

第1条 筑波大学(以下「本学」という。)に、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号。以下「法」という。)に定める第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う委員会として、認定再生医療等委員会を置く。

(定義)

第2条 この法人規程における用語の意義は、法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令(平成26年政令第278号)及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号)の定めるところによる。

(審査等業務)

第3条 認定再生医療等委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 法第4条第2項(法第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定により再生医療等を提供しようとする病院若しくは診療所又は再生医療等提供機関の管理者から再生医療等提供計画について意見を求められた場合において、当該再生医療等提供計画について再生医療等提供基準に照らして審査を行い、当該管理者に対し、再生医療等の提供の適否及び提供に当たって留意すべき事項について意見を述べること。
 - (2) 法第17条第1項の規定により再生医療等提供機関の管理者から再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生に関する事項について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該管理者に対し、その原因の究明及び講ずべき措置について意見を述べること。
 - (3) 法第20条第1項の規定により再生医療等提供機関の管理者から再生医療等の提供の状況について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該管理者に対し、その再生医療等の提供に当たって留意すべき事項若しくは改善すべき事項について意見を述べ、又はその再生医療等の提供を中止すべき旨の意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、当該再生医療等委員会の名称が記載された再生医療等提供計画に係る再生医療等提供機関の管理者に対し、当該再生医療等提供計画に記載された事項に関し意見を述べること。
- 2 認定再生医療等委員会は、前項第1号に掲げる審査等業務を行った再生医療等提供機関の管理者から、提供中の再生医療等について法第17条第1項又は法第20条第1項の規定による報告を受け、継続的に審査等業務を行う。

(委員の構成)

第4条 認定再生医療等委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。ただし、各号に掲げる者は当該号以外に掲げる者を兼ねることができない。

- (1) 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者を含む2人以上の医学又は医療の専門家（ただし、所属機関が同一でない者が含まれ、かつ、少なくとも1人は医師又は歯科医師であること。）
- (2) 法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者その他の人文・社会科学の有識者
- (3) 前2号に掲げる者以外の一般の立場の者

2 認定再生医療等委員会の構成は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 委員が5人以上であること。
- (2) 男性及び女性がそれぞれ1人以上含まれていること。
- (3) 本学と利害関係を有しない者が含まれていること。

3 委員は、学長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 認定再生医療等委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、認定再生医療等委員会を招集し、その議長となる。

3 認定再生医療等委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(成立要件)

第6条 認定再生医療等委員会が審査等業務を行う際には、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 過半数の委員が出席していること。
- (2) 5人以上の委員が出席していること。
- (3) 男性及び女性の委員がそれぞれ1人以上出席していること。
- (4) 次に掲げる者がそれぞれ1人以上出席していること。ただし、アに掲げる者が医師又は歯科医師である場合にあっては、イを兼ねることができる。

ア 第4条第1項第1号に掲げる者のうち再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者

イ 第4条第1項第1号に掲げる者のうち医師又は歯科医師

ウ 第4条第1項第2号に掲げる者

エ 第4条第1項第3号に掲げる者

(5) 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が2人以上含まれていること。

(6) 本学と利害関係を有しない委員が含まれていること。

(判断及び意見)

第7条 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した提供機関管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師及び実施責任者（実施責任者を置いている場合に限る。）並びに認定再生医療等委員会の運営に関する事務に携わる者は、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

2 認定再生医療等委員会における審査等業務に係る結論を得るに当たっては、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、認定再生医療等委員会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の4分の3以上の同意を得た意見を当該認定再生医療等委員会の結論とすることができる。

3 委員長が特に認める場合、委員以外の意見を聞くために、外部有識者を参加させることができる。ただし、認定再生医療等委員会の議決権は有しない。

（報告）

第8条 委員長は、認定再生医療等委員会における審査の結論を文書により総長に報告しなければならない。

2 総長は、認定再生医療等委員会が再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を継続することが適当でない旨の意見を述べたときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告する。

（審査料）

第9条 認定再生医療等委員会は、再生医療提供計画に係る審査を申請する者から別に定める審査に要する費用（以下「審査料等」という。）を徴収する。ただし、委員長が特に認めた場合は、審査料等を免除することができる。

2 審査料等、その全額を当該審査の開始する日の前日までに前納するものとする。

3 既納の審査料等は、返還しない。

（帳簿の備付け等）

第10条 学長は、第3条各号に掲げる業務に関する事項を記録するための帳簿を備え、当該帳簿を、その最終の記載の日から10年間、保存する。

（審査等業務の記録等）

第11条 総長は、認定再生医療等委員会における審査等業務の過程に関する記録を作成し、個人情報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を除き、これを公表する。

2 総長は、審査等業務に係る再生医療等提供計画及び前項の記録を、当該計画に係る再生医療等の提供が終了した日から10年間、保存する。

（秘密保持義務）

第12条 認定再生医療等委員会の委員若しくは認定再生医療等委員会の審査等業務に従事する者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該審査等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（活動の自由及び独立の保障）

第13条 学長は、認定再生医療等委員会の審査が適正かつ公正に行えるよう、認定再生医療等

委員会の活動の自由及び独立を保障する。

(教育研修)

第14条 学長は、委員の教育又は研修の機会を確保する。

(小委員会)

第15条 認定再生医療等委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、認定再生医療等委員会が別に定める。

(権限の委任)

第16条 学長は、この法人規程による権限を筑波大学附属病院長に委任する。

2 前項の規定にかかわらず、認定再生医療等委員会の設置若しくは廃止の届出又はこの法人規程の改廃については、学長が行う。

(事務)

第17条 学長は、認定再生医療等委員会の運営に関する事務を行う者を病院総務部総務課及び医事課の職員の中から選任する。

(審査等業務に関する規程及び委員名簿の公表)

第18条 学長は、本委員会の審査等業務に関する規程及び委員会名簿を公表する。

(委員会の廃止)

第19条 学長は、認定再生医療等委員会の廃止の届出を行おうとするときは、あらかじめ、認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に、その旨を通知する。

2 学長は、認定再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に通知する。

3 前項の場合において、学長は、認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等医療機関に対し、当該再生医療等提供機関における再生医療等の提供の継続に影響を及ぼさないよう、他の認定再生医療等委員会を紹介する。また、当該再生医療等提供機関が他の認定再生医療等委員会と契約を締結する際には、審査業務に必要な書類等を提供する。

(雑則)

第20条 この法人規程に定めるもののほか、認定再生医療等委員会の運営に関し必要な事項は、認定再生医療等委員会が別に定める。

附 則

この法人規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平27.9.18法人規則57号)

この法人規程は、平成27年9月18日から施行し、同年8月1日から適用する。